

住民票の所在・有無と生活保護

住民票は基本ではあるけれど、それが、総てではない

二段ベットの夜間宿所がり、生活保護の活用で豊かに入

生身の生存確保が最優先—住民票が無くとも人は生きています！

住所地・居住地・現在地の区別は？

よく聞かれることに、住民票のことがあります。

「生活保護を受けるためには、住民票が必要なのではないか」

聞いてくる人は、住民票が西成区以外の大阪市内にある、

または、大阪市以外にある。あるいは、住民票のあるところ

に住んでいない。または、職権で消されている。概ね、そう

いう人たちです。

結論から言えば、生活保護申請と住民票は関係ありません。

たとえば、道で倒れた病人がいた場合、駆けつけた救

急隊員は、「あんた住民票どこにあるの、なに、東大阪市、

それはいかな、ここ大阪やで、管轄違いや」とはいいません。

生活保護（居宅保護）の申請でも同じ事です。

生身の人間の最低生活を保障することが目的である生活保

護は、「住民票がなければ面倒みられない、死になはれ」、あ

るいは「住民票のあるところまで、歩いて行きなはれ」とい

ってしまおうと、目的を達成することができないからです。

行政では、住民票に表記されている所番地を「住所地」

と言うのが一般的なようですが、生活保護の適用にあたっては、

この言葉は使われないうです。

生活保護の決定・実施の実務は、市町村の福祉事務所（大阪は

名称が違います）が担うことになっています。

市町村の基本的な成り立ちは、定められた地域とその地域範

囲内で生活する人々です。

ですから、福祉事務所の管轄も地図で示すことが出来る地域で

決められています。保護の実施にあたって責任を負う対象者（保

護の活用をおこなおうとするもの）の範囲も、地域を土台として

定められています。しかし、それは、「住所地」ではありません。

まず、「居住地」です。「生活保護でいう居住地とは、生活保

護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上

世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生

計の本拠となつて居る場所をいい、空間的には、居住事実の継続

性・期待性がある住居のある場所をいう。」と、生活保護問答集

に書かれています。「居住地」を役所に届けて、住民基本台帳

に記載されると、「住所地」となります。

西成区内で、アパート・マンションで生活している人は、住民票の住所に関係なく、西成区が「居住地」なので、西成区役所の福祉窓口で生活保護の申請をおこなうことになります。

「空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居」を確保していない人、公園や路上で夜を過ごす人・夜間宿所利用者・簡易宿所（ドヤ）利用者などは、「現在地」の考えによります。

「現在地とは、居住地がないか明らかでない要保護者が、保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所」とされています。

大阪市は、生活保護行政上、簡易宿所（ドヤ）を住居と見なしていませんから、簡易宿所の宿泊者も現在地保護で対応することになっていきます。

大阪市内の西成区を除く各区で野宿している人は、その野宿している区が、「要保護者が所在していた場所」となりますから、野宿している場所の区役所の福祉窓口で保護申請をすることになります。

西成区は、あいりん地域について、特別の窓口としての「市更相」がありますから、あいりん地域内の簡易宿所（ドヤ）利用者、夜間宿所利用者、あいりん地区内で野宿している人は、「市更相」へ申請することになります。あいりん地区外の西成区は、西成区役所の福祉窓口となります。

住民票でなく、生活実態で申請窓口が決まるということです。

「定額給付金の取扱い」のおしらせ。 西成労働福祉センター・労働福祉係が配布中のビラ紹介。

定額給付金の申請をされていない方にお知らせをします。（定額給付金の申請期限は、大阪市は11月2日です。また、大阪市以外の市町村については、もう少し早いと思われる。）

西成労働福祉センターでは、定額給付金申請の相談および保管については、9月30日（水）までとします。

また、9月30日（水）以前に、西成労働福祉センターに届いている定額給付金申請書については、すべて

大阪市および各市町村へ返送をいたします。

10月1日（木）以降は、定額給付金の申請書を預かることができませんのでご注意ください。

10月1日（木）以降の「定額給付金の申請」については、西成区役所で相談をおこなってください。

西成区以外の方は、各区役所および各市町村へ相談をおこなってください。

生活保護は、無差別平等、困窮の事実に基づいて、誰でも活用することが出来ます。

65歳以上でなければ、あるいは病気でないから受けられない、というのはウソです。

大阪市立更生相談所（市更相）は、阪堺線の東側、公衆便所横のガードを東に抜けて、交差点を渡ったところにある建物です。「手引き書—生活保護は怖くない」（無料配布中）

不動産屋さん紹介（気軽に相談を。しかし、真剣に）

※ 双葉商事さん（電話06・6561・4392）
鶴見橋商店街の奥（西の端）。敷金不要の今すぐ入れる物件もあります。勿論、風呂付き敷金要の物件も。とりあえず電話で時間を決めて、その後の段取りを決めましょう。

※ フラップさん（電話06・6658・8888）
26号線花園交差点、イズミヤの南6～7メートル。西成区以外の物件もあります。
必ず、実物（部屋）を2～3見て比較、周囲の環境を考えて、得心して決めましょう。